

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

令和元年度決算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 89,587 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 811,223 千円

(単位:千円)

事業名	令和元年度 決算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	450,092	87,272	362,820	202,663	10,300	28,095	121,762	13,447
	老人福祉費	464,621	8	464,613	31,277	5,900	16,657	410,779	45,364
	児童福祉費	192,222	58,763	133,459	80,197	2,800	28,017	22,445	2,479
	小計	1,106,935	146,043	960,892	314,137	19,000	72,769	554,986	61,290
衛生費	保健衛生費	282,052	15,732	266,320	2,706	0	7,377	256,237	28,297
	小計	282,052	15,732	266,320	2,706	0	7,377	256,237	28,297
合計		1,388,987	161,775	1,227,212	316,843	19,000	80,146	811,223	89,587

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。